

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

コーポレート・ガバナンスの機能強化が重要な経営課題であるとの認識の下、法令遵守はもとより、透明性の高い経営、公正かつ合理的な意思決定、そしてこれらの監督機能の強化に努めております。当社は、東京証券取引所が定めるコーポレートガバナンス・コードの各原則を尊重し、コーポレート・ガバナンスについて不断の機能強化及び検証を行いながら、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上をめざしてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

当社は、コーポレートガバナンス・コードのすべての原則を実施しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

原則1 - 3

企業価値の持続的成長をめざし、将来の収益拡大に資する投資を進めるとともに、有利子負債とキャッシュ・フローのバランスを重視した財務体質の改善に努め、株主還元については、安定的な配当を行います。なお、中期経営計画において、定量的な目標(連結営業利益、連結有利子負債残高/EBITDA倍率)を開示いたします。

原則1 - 4

取引関係の維持・強化等の観点から、中長期的に当社グループの企業価値向上に資すると認められる場合に、政策保有株式を保有いたします。

現在保有している銘柄については、毎年、取締役会において、当社の資本コストを基準とした定量的な検証を踏まえたうえで、保有の合理性が乏しいと判断される銘柄については、可能な限り速やかに縮減してまいります。

議決権の行使については、例えば次のように発行企業の企業価値や当社との取引関係に重大な影響を与える場合は、必要に応じて発行企業との対話等を経て賛否を判断いたします。

- ・業績の著しい悪化が一定期間継続している場合
- ・重大な不祥事があった場合
- ・支配株主等の利益と相反する議案が付議された場合
- ・支配権の変動や大規模な希釈化をもたらす資本政策に関する議案が付議された場合
- ・当社との取引関係に著しい影響を与える議案が付議された場合

原則1 - 7

法令に基づき、取締役による利益相反取引については、取締役会の承認を得たうえで実施し、その結果の概要を、実施後遅滞なく取締役会において報告いたします。但し、継続的取引については、四半期毎に報告いたします。そのほか、主要株主(議決権の10%以上を所有する株主)との取引については、取締役会において、取締役による利益相反取引に準じた対応をとります。取締役会は、会社や株主共同の利益を確保する観点から、厳正に審議するものいたします。

原則2 - 6

当社の企業年金の運営においては、資産運用委員会を設置し、同委員会が年金運用について報告を受け、適宜モニタリングを実施いたします。同委員会は、経理部長・人事部長等、スチュワードシップ・コード及び積立金の運用についての知識を有する者で構成いたします。

原則3 - 1

(1)企業理念並びにグループ経営方針、南海グループ経営ビジョン2027及び中期経営計画につきましては、当社ホームページ等で開示いたします。

企業理念 <http://www.nankai.co.jp/company/company/>

グループ経営方針、南海グループ経営ビジョン2027及び中期経営計画 <http://www.nankai.co.jp/company/keikaku/>

(2)コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び基本方針は、上記「1. 基本的な考え方」に記載のとおりであります。

(3)当社の取締役会が取締役報酬を決定するにあたっての方針と手続は、下記「経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況 1. 機関構成・組織運営等に係る事項【取締役報酬関係】報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」に記載のとおりであります。

(4)取締役候補者については、運輸安全マネジメントに精通する者のほか、当社グループの各事業について知見を有する責任者を社内出身の取締役候補者として選定いたします。また、企業経営者等としての見識や経験を有し、当社経営陣との間で相互に著しいコントロールを及ぼし得るような関係のない独立した立場から、経営の監督機能を担っていただける方を社外取締役候補者として選定いたします。

監査役候補者については、当社グループの事業に精通した社内出身の常任監査役(常勤)候補者を選定するとともに、法律、財務及び会計に関する知見を有し、当社経営陣との間で相互に著しいコントロールを及ぼし得るような関係のない独立した立場から、監査の実効性を確保する機能を担っていただける方を社外監査役候補者として選定いたします。

なお、取締役候補者の決定並びに代表取締役及び執行役員の選定にあたっては、取締役会における決定に先立ち、指名委員会において社外取締役に諮問することいたします。

一方、次の各項目に一つでも該当する取締役又は執行役員がいる場合、指名委員会における審議を経て、取締役会は、地位又は担当の解任について決定するほか、必要に応じて株主総会に取締役の解任について提案することいたします。

- ・職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合
- ・取締役又は執行役員としてふさわしくない非行があった場合
- ・心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えない場合

(5) 代表取締役に異動がある場合、その内定時の適時開示資料において、新任代表取締役の指名について説明いたしますほか、取締役候補者及び監査役候補者については、株主総会参考書類において、候補者毎の指名について説明いたします。

一方、取締役会が、取締役又は執行役員の地位若しくは担当の解任を決定した場合、又は取締役の解任について株主総会に提案することを決定した場合は、その決定時の適時開示資料において解任について説明いたします。

補充原則4 - 1 - 1

取締役会に付議すべき事項は、取締役会の監督機能の強化及び機動的な業務執行体制の確立の観点に加え、当社の連結総資産や項目ごとのリスク等を考慮し、取締役会の決議に基づき、項目・金額基準等を明確に定めます。これら以外の事項については、決裁者区分の基準を明確に定めた社内規程を整備し、取締役会から経営陣に対し適切に権限を委譲することにより、業務執行の適正化・効率化をはかります。

原則4 - 9

当社が定める社外取締役及び社外監査役の独立性判断基準は、下記「 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況 1. 機関構成・組織運営等に係る事項【独立役員関係】 その他独立役員に関する事項」に記載のとおりであります。

補充原則4 - 11 - 1

安全輸送の確保を社会的使命とする当社の事業特性上、鉄道事業及び運輸安全マネジメントに精通した社内出身の取締役を相応数選任する必要がありますものと考えており、そのうえで、経営判断プロセスの客観性及び透明性を確保するために、全取締役の3分の1を社外取締役といたします。

取締役候補者の選定にあたっては、鉄道事業をはじめ、多岐にわたる事業に精通した責任者を社内出身の取締役候補者として選定いたします。また、原則4 - 9に記載の「社外役員の独立性に関する基準」に基づき、社外取締役候補者を選定いたします。

なお、取締役候補者の決定並びに代表取締役及び執行役員の選定にあたっては、取締役会における決定に先立ち、指名委員会において社外取締役に諮問することといたします。

補充原則4 - 11 - 2

社外取締役及び社外監査役の候補者選定にあたっては、その兼職状況を考慮いたします。社外取締役及び社外監査役の重要な兼職の状況については、株主総会招集通知に添付の事業報告及び有価証券報告書において毎年開示いたします。

補充原則4 - 11 - 3

アンケートによる取締役及び監査役全員の自己評価等をもとに、毎年、取締役会において、取締役会全体の実効性について分析・評価を行うこととしております。

2018年度につきましては、当社取締役会は概ね良好に運営され、前年度の分析・評価に基づき抽出した課題についても一定の改善がなされていることが確認できたことから、取締役会全体の実効性は確保できているものと分析・評価しております。その一方で、中期経営計画等のPDCAサイクルの徹底や、案件に応じた審議時間の確保、理解促進のための多様な説明ツールの活用等、改善が求められる課題も依然として残されているため、今後、これらの課題も踏まえて、取締役会全体の実効性のさらなる向上に向けた取組みを進めていくことといたします。

補充原則4 - 14 - 2

取締役・監査役に対し、その役割・責務を果たすために必要なトレーニングを、次のとおり実施いたします。

- ・社内出身の新任取締役及び新任監査役に対しては、法律やコーポレート・ガバナンス等の専門家による研修を行います。
- ・新任社外取締役及び新任社外監査役に対しては、当社の事業内容、財務状況及び経営戦略等に関する説明を行います。
- ・取締役及び監査役に対して、適宜、外部研修等の受講を促し、必要な費用については会社で負担いたします。
- ・社外取締役及び社外監査役を対象に、当社グループ施設の見学会等を実施いたします。

原則5 - 1

経営企画部をIR担当部門とし、機関投資家・アナリスト向けに決算説明会を半期毎に開催するとともに、適宜、個別訪問やスモールミーティング等を実施いたします。また、個別訪問及び電話取材等の申込みに対しても、積極的に対応いたします。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新 10%以上20%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	5,638,300	4.97
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	3,184,000	2.81
日本生命保険相互会社	2,484,789	2.19
JP MORGAN CHASE BANK 385151	1,730,532	1.53
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	1,668,600	1.47
三井住友信託銀行株式会社	1,516,000	1.34
株式会社三菱UFJ銀行	1,473,723	1.30
株式会社三井住友銀行	1,429,417	1.26
株式会社池田泉州銀行	1,289,087	1.14
GOVERNMENT OF NORWAY	1,231,207	1.09

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

なし

補足説明 **更新**

- (1) 2019年3月31日現在の株主名簿に基づき記載しております。
- (2) 割合は、自己株式(59,672株)を除いて計算しております。
- (3) 2019年4月1日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、株式会社三菱UFJ銀行及びその共同保有者が、2019年3月25日現在で以下のとおり当社株式を所有している旨が記載されておりますが、当社として2019年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができないため、上記[大株主の状況]は、2019年3月31日現在の株主名簿に基づき記載しております。

なお、大量保有報告書の内容は、次のとおりであります。

株式会社三菱UFJ銀行	所有株式数: 1,473,723株	発行済株式総数に対する所有株式数の割合: 1.30%
三菱UFJ信託銀行株式会社	所有株式数: 2,464,820株	発行済株式総数に対する所有株式数の割合: 2.17%
三菱UFJ国際投信株式会社	所有株式数: 319,500株	発行済株式総数に対する所有株式数の割合: 0.28%
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	所有株式数: 1,833,625株	発行済株式総数に対する所有株式数の割合: 1.62%
エム・ユー投資顧問株式会社	所有株式数: 144,000株	発行済株式総数に対する所有株式数の割合: 0.13%

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	陸運業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	50社以上100社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情 **更新**

【上場子会社について】

南海辰村建設株式会社が、東京証券取引所市場第二部に上場しております。

同社の独立性を維持しつつ、当社グループの一員として適正な統制をはかるべく、取締役を派遣するほか、必要に応じ、財務面での経営支援を行っております。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15名
定款上の取締役の任期 更新	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	9名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	3名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
園 潔	他の会社の出身者													
常陰 均	他の会社の出身者													
肥塚 見春	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
園 潔		園 潔氏は、株式会社三菱UFJ銀行の取締役会長であります。当社は、同行との間で、資金借入等の取引を行っております。	園 潔氏と当社との間に重要な利害関係はなく、東京証券取引所が示す一般株主と利益相反が生じるおそれのある関係もありません。 また、銀行の経営者として培った幅広い見識に基づき、当社経営陣との間で相互に著しいコントロールを及ぼし得るような関係のない独立した立場から、当社グループの経営全般に対する的確な助言や監督が期待できるため、社外取締役(独立役員)として選任(指定)しております。

常陰 均	常陰 均氏は、三井住友信託銀行株式会社取締役会長であります。当社は、同社との間で、資金借入等の取引を行っております。	常陰 均氏と当社との間に重要な利害関係はなく、東京証券取引所が示す一般株主と利益相反が生じるおそれのある関係ありません。また、銀行の経営者として培った幅広い見識に基づき、当社経営陣との間で相互に著しいコントロールを及ぼし得るような関係のない独立した立場から、当社グループの経営全般に対する的確な助言や監督が期待できるため、社外取締役(独立役員)として選任(指定)しております。
肥塚 見春	肥塚 見春氏は、株式会社高島屋の出身者であります。現在は同社の業務執行者ではありません。当社は、同社との間で、同社の大阪店及び堺店にかかる建物賃貸借等の取引を行っております。	肥塚 見春氏と当社との間に重要な利害関係はなく、東京証券取引所が示す一般株主と利益相反が生じるおそれのある関係ありません。また、百貨店の経営者として培った幅広い見識に基づき、当社経営陣との間で相互に著しいコントロールを及ぼし得るような関係のない独立した立場から、当社グループの経営全般に対する的確な助言や監督が期待できるため、社外取締役(独立役員)として選任(指定)しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性 **更新**

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名委員会	4	0	1	3	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬委員会	4	0	1	3	0	0	社外取締役

補足説明 **更新**

(1)指名委員会

代表取締役社長 遠北 光彦及び上記の社外取締役を構成員とする指名委員会(委員長:社外取締役)を設置し、指名プロセスの客観性・透明性・公正性を確保いたします。

次の事項に関しては、取締役会に先立ち、その内容について本委員会で審議いたします。

- ・取締役候補者の決定、代表取締役の選定及び執行役員の選任
- ・取締役、執行役員の解任及び代表取締役の解職又は不再任の当否
- ・取締役会において決定された経営責任者のあり方及び選定方針に基づく経営責任者の後継者計画の具体的な運用状況

(2)報酬委員会

代表取締役社長 遠北 光彦及び上記の社外取締役を構成員とする報酬委員会(委員長:社外取締役)を設置し、報酬決定プロセスの客観性・透明性・公正性を確保いたします。

個々の取締役報酬及び執行役員のうち上席執行役員以上の者(以下「役付執行役員」といいます。)の報酬の決定に関しては、取締役会の決議をもって、代表取締役社長に一任されておりますが、その決定にあたっては本委員会の承認を経なければならないこととしております。また、役員報酬制度の改定に関しては、取締役会に先立ち、その内容について本委員会で審議いたします。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役員の員数	5名
監査役の人数	5名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 **更新**

下記「2.業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) (2)監査・監督 監査の状況」エ、内部監査、監査役監査及び会計監査の相互連携の状況」に記載のとおりであります。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
奥 正之	他の会社の出身者													
荒尾 幸三	弁護士													
饗庭 浩二	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
奥 正之		奥 正之氏は、株式会社三井住友銀行の出身者ですが、現在は同行の業務執行者ではありません。当社は、同行との間で、資金借入等の取引を行っております。 同氏は、公益社団法人大阪フィルハーモニー協会の理事長であります。当社は、同協会の正会員であり同協会に対して会費等を支出しております。	奥 正之氏と当社との間に重要な利害関係はなく、東京証券取引所が示す一般株主と利益相反が生じるおそれのある関係もありません。 また、銀行の経営者として培った幅広い見識に基づき、当社経営陣との間で相互に著しいコントロールを及ぼし得るような関係のない独立した立場から、当社グループにおける監査の実効性を高めていただくことが期待できるため、社外監査役(独立役員)として選任(指定)しております。なお、奥 正之氏は、銀行での業務経験を通じて、財務・会計に関する知見を有しております。
荒尾 幸三			荒尾 幸三氏と当社との間に利害関係はなく、東京証券取引所が示す一般株主と利益相反が生じるおそれのある関係もありません。 また、弁護士としての専門的知見と長年にわたり企業法務に携わってきた豊富な経験に基づき、当社経営陣との間で相互に著しいコントロールを及ぼし得るような関係のない独立した立場から、当社グループにおける監査の実効性を高めていただくことが期待できるため、社外監査役(独立役員)として選任(指定)しております。なお、荒尾 幸三氏は、企業法務に精通しており、財務・会計に関する知見を有しております。

<p>饗庭 浩二</p>	<p>饗庭 浩二氏は、日本生命保険相互会社の出身者ですが、現在は同社の業務執行者ではありません。当社は、同社との間で、資金借入等の取引を行っております。</p>	<p>饗庭 浩二氏と当社との間に重要な利害関係はなく、東京証券取引所が示す一般株主と利益相反が生じるおそれのある関係もありません。</p> <p>また、生命保険会社の業務執行者として培った幅広い見識に基づき、当社経営陣との間で相互に著しいコントロールを及ぼし得るような関係のない独立した立場から、当社グループにおける監査の実効性を高めていただくことが期待できるため、社外監査役(独立役員)として選任(指定)しております。なお、饗庭 浩二氏は、生命保険会社での業務経験を通じて、財務・会計に関する知見を有しております。</p>
--------------	----------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

【独立役員関係】

<p>独立役員の数 更新</p>	<p>6名</p>
-----------------------------------------------------------------	-----------

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外役員をすべて独立役員に指定しております。当社が定める社外取締役及び社外監査役の独立性判断基準は、次のとおりであります。

【独立性に関する基準】

社外取締役及び社外監査役の選任にあたっては、当社との間に重要な利害関係がないこと及び東京証券取引所が独立役員の届出にあたって定める独立性基準に該当しないことを前提としながら、安全輸送の確保を社会的使命とする鉄道事業をはじめ、多岐にわたる当社グループの事業における業務執行を監督又は監査するうえで必要となる見識や経験を有すること、及び株主の皆さまからの負託に応えるべく、独立した立場から期待される役割を適切に果たすために、積極的に活動する意欲や資質を有することを要件といたします。

【インセンティブ関係】

<p>取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況</p>	<p>業績連動型報酬制度の導入</p>
----------------------------------	---------------------

該当項目に関する補足説明 更新

下記「[取締役報酬関係] 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」に記載のとおりであります。

<p>ストックオプションの付与対象者</p>	
------------------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

<p>(個別の取締役報酬の)開示状況</p>	<p>個別報酬の開示はしていない</p>
------------------------	----------------------

該当項目に関する補足説明 更新

取締役(社外取締役を除く。)及び監査役(社外監査役を除く。)、並びに社外取締役及び社外監査役の別に、対象となる役員の員数、報酬等の総額及び報酬等の種類別の総額を開示しております。

直近事業年度である2019年3月期に係る報酬等の総額は次のとおりであります。

取締役(社外取締役を除く。)	10名	報酬等の総額(基本報酬)	2億69百万円
監査役(社外監査役を除く。)	2名	同上	47百万円
社外取締役	3名	同上	25百万円
社外監査役	3名	同上	25百万円

<p>報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新</p>	<p>あり</p>
-------------------------------------------------------------------------------	-----------

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法】

役員報酬を監督給と執行給に区分いたします。

(1) 監督給

取締役に対して、固定かつ一律同額を金銭で支給いたします。

(2) 執行給

基本報酬、賞与及び株式報酬で構成し、役付執行役員に対して支給いたします。

報酬の構成割合につきましては、業績向上へのインセンティブを高めること、株主価値や株価を意識した経営の浸透をはかることを勘案して、基本報酬60:賞与25:株式報酬15としております。

基本報酬

役割・責任に応じた固定額を、金銭で支給いたします。

賞与

当該事業年度の会社業績と個人業績に基づき算定した額を、当該事業年度にかかる定時株主総会終了後に一括して金銭で支給いたします。会社業績部分と個人業績部分の比率は、70:30といたします。但し、社長は会社業績のみで算定いたします。

ア、会社業績部分

会社業績部分は、条件指標があらかじめ定める水準をクリアした場合に、目標指標の達成状況に応じて算定し、支給いたします。

(ア) 条件指標

事業年度ごとに一定水準の利益が確保され、株主の皆さまに安定的な配当が行えることを支給の条件として考え、親会社株主に帰属する当期純利益を条件指標といたします。当該事業年度の親会社株主に帰属する当期純利益が、過去5年間における最高値及び最低値を除いた平均値の70%を下回った場合、会社業績部分にかかる賞与は支給いたしません。

(イ) 目標指標

「南海グループ経営ビジョン2027」及び中期経営計画「共創136計画」の達成に向けたインセンティブを高めるため、同ビジョン及び同計画の数値目標である連結営業利益を目標指標といたします。期初に策定する予算に対する達成率について、80%から120%の間で直線的(比例的)に支給率に反映させることとし、標準額を100%とした場合、支給額は50%から150%の間で変動いたします。なお、達成率が80%を下回った場合、会社業績部分にかかる賞与は支給いたしません。

イ、個人業績部分

毎年度作成する「事業計画書」に掲げる目標の総合達成度を社長が4段階で評価し、その評価に基づき支給率を決定いたします。標準額を100%とした場合、支給額は0%から130%の間で変動いたします。

株式報酬

ア、役員向け株式報酬制度の概要

取締役(社外取締役及び国外居住者を除きます。)及び役付執行役員(取締役兼務者及び国外居住者を除きます。) (以下「対象役員」といいます。)の報酬と会社の業績及び株価との連動性をより明確にし、対象役員が株価の変動による利益・リスクを株主の皆さまと共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的に、株式報酬制度を導入しております。

本制度においては、第102期定時株主総会終結の時から第102期定時株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までの3年間(以下「対象期間」といいます。)に在任する対象役員に対して当社株式が交付されます。その仕組みは、当社が金銭を拠出することにより設定する信託が、当社の自己株式の処分による方法又は取引所市場(立会外取引を含みます。)から取得する方法により当社株式を取得し、当社が各対象役員に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各対象役員に対して交付されるものであります。

対象役員が当社株式の交付を受ける時期は、原則として対象役員の退任時であります。

なお、対象期間は、取締役会の決定により5年以内の期間を都度定めて延長することができることとしております。

イ、役員向け株式報酬制度により取締役等に取得させる予定の株式の総数または総額

対象期間において、対象役員のうち取締役に交付するために必要な当社株式の取得資金として当社が拠出する金額の上限は、合計金1億50百万円(1年あたり金50百万円相当)としております。

また、対象役員のうち取締役に付与されるポイント(役位等に応じて付与され、1ポイントは当社株式1株としております。)総数の上限は、1年あたり20,000ポイントとしており、信託を通じて取得される当社株式総数の上限は、1年あたり20,000株としております。

なお、役付執行役員を含む対象役員に交付するために必要な当社株式の取得資金として当社が拠出する金額の上限、並びに役付執行役員を含む対象役員に付与されるポイント総数の上限及びそれに応じて信託を通じて取得される当社株式総数の上限につきましては、別途取締役会において決議することを予定しており、決議後、速やかに適時開示いたします。

個々の取締役報酬及び役付執行役員報酬の決定に関しては、取締役会の決議をもって、代表取締役社長に一任されておりますが、その決定にあたっては報酬委員会の承認を経なければならないこととしております。また、役員報酬制度の改定に関しては、取締役会に先立ち、その内容について本委員会でご審議いたします。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

取締役会の事務局は総務部が担っており、社外取締役又は社外監査役による監督又は監査を実効性あるものとするため、社外取締役及び社外監査役に対して、可能な範囲で取締役会資料の事前配布を行うとともに、必要に応じて、議案及びその内容について、担当役員等により事前に説明を行う機会を設けます。また、社外取締役に対しては、取締役会開会前に、事務局から、議案及び報告事項の要旨を説明することとしております。以上のような取組みにより、取締役会における意思決定手続の適正性確保に努めております。このほか、取締役会を欠席した社外役員に対しては、審議内容及び報告事項資料並びに審議通知書の送付を行っております。

監査役会の事務局は監査役室が担っており、監査役会開催日時の連絡、議題の事前通知等を行うとともに、必要に応じて、各事業所の実地監査の補助を行っております。また、常務会で付議された内容や、その他決裁書類等から得た情報のうち、監査を行ううえで有益な情報を、常任監査役から社外監査役に対し適宜説明及び報告を行っております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等 更新

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
----	-------	------	---------------------------	--------	----

川勝 泰司	名誉顧問	現経営陣からの求めに応じた助言(随時)	非常勤報酬無	2001/03/15	終身
吉田 二郎	名誉顧問	現経営陣からの求めに応じた助言(随時)	非常勤報酬無	2005/06/29	終身
山中 諄	特別顧問	現経営陣からの求めに応じた助言(随時)	非常勤報酬無	2015/06/23	4年 2019/06/21より
亘 信二	特別顧問	現経営陣からの求めに応じた助言(随時) 大阪市高速電気軌道株式会社 経営委員会委員としての活動	非常勤報酬無	2015/06/23	4年 2019/06/21より

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数 **更新**

4名

その他の事項 **更新**

当社は、2019年6月21日開催の取締役会の決議をもって、相談役制度を廃止するとともに、顧問制度の見直しを実施いたしました。会長・社長経験者は、取締役退任後、4年間(最長80歳まで)は特別顧問とし、その任期満了後は、終身で名誉顧問といたします。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

取締役会の監督機能の強化をはかるため、取締役会の主な役割を、経営方針等の意思決定と業務執行の監督とする一方、業務執行の機動性向上をはかるため、執行役員を業務執行の責任者と位置づけることにより、業務執行機能と監督機能を明確に分化しております。

安全輸送の確保を社会的使命とする当社の事業特性上、鉄道事業及び運輸安全マネジメントに精通した社内出身の取締役を相応数選任する必要があるものと考えております。一方、全取締役の3分の1を社外取締役とするほか、それぞれ構成員の過半数を社外取締役が占める指名委員会及び報酬委員会を設置することにより、指名・報酬をはじめとする経営の重要事項についての決定プロセスの客観性及び透明性を確保しております。

また、内部監査部門は、監査役会に対して監査状況の報告を行うこととしており、同報告は社外取締役も聴取することとしているほか、監査役会は、内部統制システムの構築及び運用について最終の責任を負う代表取締役との間で定期的に意見交換を行うなど、監査役会による経営の監督機能強化に努めております。

(1) 業務執行

取締役会

取締役9名(うち社外取締役3名)及び監査役5名(うち社外監査役3名)で構成する取締役会(議長:代表取締役社長、事務局:総務部)は、原則月1回開催し、経営の基本方針及び重要な業務執行の決定と取締役の職務執行の監督を行っております。

常務会

取締役会の設定する経営の基本方針に基づき、重要な業務執行について社長が決定するための審議機関として、役付執行役員を構成員とする常務会(主宰者:社長、事務局:総務部)を週1回開催し、業務執行の全般的統制と経営判断の適正化に努めております。

指名委員会

上記「1. 機関構成・組織運営等に係る事項【取締役関係】 任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性 補足説明 (1)指名委員会」に記載のとおりであります。

報酬委員会

上記「1. 機関構成・組織運営等に係る事項【取締役関係】 任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性 補足説明 (2)報酬委員会」に記載のとおりであります。

(2) 監査・監督

監査の状況

ア、監査役監査の状況

監査役5名で構成される監査役会(議長:常任監査役(常勤)、事務局:監査役室)は、原則月1回開催し、業務執行の監査を行っております。

監査役会は、代表取締役及び各部門の担当役員との間で、定期的に意見交換を行うほか、常任監査役(常勤)については、必要に応じ、取締役、執行役員及び使用人との間で、個別の経営課題に関する意見交換を行うことができる体制を整えております。また、常任監査役は、常務会その他重要な会議に出席し、当社及びグループ経営上重要な業務の執行状況、営業成績及び財産の状況等の報告を聴取するほか、決裁後の稟議書及び内部監査報告書等重要な文書の回付を受けております。常任監査役は、当社事業に精通する立場から、これらの活動により収集した情報を、監査役会において社外監査役に報告し、適宜説明を加える一方、これに対し、社外監査役は、その専門的知見や外部での経験に基づく指摘や意見陳述を行うなど、それぞれの役割分担に従い相互に機能を補完することで、監査役監査の実効性を高めております。

このほか、監査役の機能強化のため、監査役会及び監査役監査に関する事務を分掌する専任の組織として、監査役室を設置しております。監査役室の所属員2名は、監査役の指揮命令に服するとともに、その異動及び評価については、常任監査役の同意を得ることとしております。

イ、内部監査の状況

経営の効率性向上の観点から、業務運営の状況を的確に把握し、その改善を促進していくとともに、コンプライアンス経営の維持及び増進を目的として、内部監査部門(所属員15名)及びコンプライアンス経営推進部門(所属員5名)が連携して、期初に策定する監査計画に基づき、内部監査(グループ会社監査を含む。)を実施する体制を整えております。監査計画の策定に際しては、当社及び当社グループが抱えるリスクや法令改正等を勘案し、基本方針、具体的施策及び監査テーマを定めることとしております。

ウ、会計監査の状況

(ア) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(イ) 業務を執行した公認会計士

指定有限責任社員 後藤 研了(継続監査年数4年)

指定有限責任社員 北村 圭子(継続監査年数1年)

(ウ) 監査業務に係る補助者の構成

監査業務に係る補助者は、会計監査人の選定基準に基づき決定されており、具体的には公認会計士11名、日本公認会計士協会準会員5名及びその他1名を主たる構成員としております。

(エ) 会計監査人の選定方針と理由

監査役会は、会計監査人の独立性や職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制等の品質管理体制のほか、監査計画が当社の事業内容に対するリスクを反映した内容であるか、監査報酬見積額が適切であるか等を勘案し、会計監査人を選定するものとしたします。

なお、解任又は不再任の決定の方針については、次のとおりであります。

【会計監査人の解任又は不再任の決定の方針】

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当すると判断したときは、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

そのほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難であると認められる場合、又は監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合には、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

(オ) 監査役及び監査役会による会計監査人の評価

監査役会は、会計監査人に対し、その独立性や品質管理の状況、職務遂行体制の適正性の説明を求め、整備・運用状況を確認しております。また、常任監査役は、上記「(イ) 業務を執行した公認会計士」及び「(ウ) 監査業務に係る補助者の構成」に記載の監査チームとの定例の意見交換会、事業所・子会社等の往査や棚卸への同行を通じて、監査計画に基づく会計監査の実施状況を把握しております。このような取組みを通じ、毎年3月開催の監査役会において、経理部門及び内部監査部門から聴取した会計監査人に対する所見や会計監査人から提出を受ける「会計監査人の評価に関する説明書」をもとに、会計監査人の評価を行っております。

エ、内部監査、監査役監査及び会計監査の相互連携の状況

(ア) 内部監査と監査役監査(社外監査役による監査を含む。)の相互連携

監査役会は、内部監査部門及びコンプライアンス経営推進部門が策定する監査計画を聴取するとともに、計画に基づく監査の報告を受け、必要に応じ説明を求めるほか、実地監査への立会や意見交換を行うなど、監査役監査と内部監査の相互連携を密にして、両者あいまって監査の実効性をあげ、自主的な監視機能の強化に努めております。

(イ) 監査役監査(社外監査役による監査を含む。)と会計監査の相互連携

監査役会は、会計監査人から監査計画を聴取するとともに、これに基づく監査報告を四半期に1回受け、質疑応答を行っております。また、必要に応じ、会計監査人が実施する実地監査に立ち会うほか、会計監査人との間で会合の場を設け、監査役が業務監査で知り得た情報を会計監査人に伝え、また会計監査人が会計監査で知り得た情報を監査役に伝えるなど、相互連携を密にすることにより、業務監査及び会計監査双方の質的向上を期しております。

(ウ) 内部監査と会計監査の相互連携

内部監査部門は、毎年7月に会計監査人の監査計画を聴取するとともに、監査役や関係部門とともに監査実施状況についての報告を受けております。また、必要に応じ、会計監査人が実施する実地監査に立ち会い、会計監査人との間で連携強化をはかっております。

オ、内部監査、監査役監査及び会計監査と内部統制部門との関係

(ア) 内部監査と内部統制部門との関係

内部監査部門は、内部統制システムに係る各体制の整備・運用を所管する各部門を対象に、当該各体制が適正に整備され、有効に運用されているか監査を実施し、監査対象部門の部課長及びその関係者は、当該監査が円滑かつ迅速に実施できるよう協力しなければならないこととしております。なお、当該監査の結果は、内部監査部門から代表取締役社長に対して、速やかに報告されます。また、内部監査(グループ会社監査を含む。)の実施にあたっては、必要に応じて、内部監査部門とコンプライアンス経営推進部門が連携して、監査の実効性確保に努めております。

(イ) 監査役監査と内部統制部門との関係

常任監査役は、内部統制システムに係る各体制の整備・運用を所管する各部門の担当役員又は部課長を対象に、個別にヒアリングを行い、当該各体制の有効性の確認を行うことができる体制を整えております。

(ウ) 会計監査と内部統制部門との関係

内部監査部門及び経理部門の担当役員、部課長及びその関係者は、会計監査人が実施する会計監査又は実地監査が、円滑かつ効率的に行われるよう協力する体制を整えております。

社外役員の状況

ア、企業統治において果たす機能及び役割

社外取締役には、企業経営者としての見識や経験を当社の経営に活かしていただくことを期待し、当社経営陣との間で相互に著しいコントロールを及ぼし得るような関係のない独立した立場から、経営の効率性と透明性の向上に資する機能を担っていただいております。

社外監査役には、企業経営者や弁護士としての見識、経験、専門性を監査に活かしていただくことを期待し、当社経営陣との間で相互に著しいコントロールを及ぼし得るような関係のない独立した立場から、経営の透明性確保と監査の質的向上に資する機能を担っていただいております。

イ、監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査の相互連携の状況

(ア) 監督又は監査と内部監査の相互連携

上記「監査の状況 エ、内部監査、監査役監査及び会計監査の相互連携の状況 (ア) 内部監査と監査役監査(社外監査役による監査を含む。)の相互連携」に記載のとおり、監査役会は、内部監査部門から監査計画を聴取するとともに、計画に基づく監査の報告を受けており、これを社外取締役も傍聴することとしております。社外取締役及び監査役(社外監査役を含む。)は、監査計画及び監査結果について意見交換を行うほか、必要に応じ、内部監査部門及びコンプライアンス経営推進部門に対し説明を求めることとしております。

(イ) 監督と監査役監査(社外監査役による監査を含む。)の相互連携

社外取締役及び監査役(社外監査役を含む。)間での情報交換と認識共有をはかる機会を設けることにより、社外取締役の情報収集力の強化をはじめ、社外役員としての活動をサポートするとともに、監査役監査の実効性の確保をはかるため、社外取締役と監査役会の意見交換会を開催しております。

(ウ) 監督又は監査と会計監査の相互連携

上記「監査の状況 エ、内部監査、監査役監査及び会計監査の相互連携の状況 (イ) 監査役監査(社外監査役による監査を含む。)と会計監査の相互連携」に記載のとおり、監査役会は、会計監査人から監査計画を聴取することとしており、これを社外取締役も傍聴することとしております。社外取締役及び監査役(社外監査役を含む。)は、監査計画について意見交換を行うほか、必要に応じ、会計監査人との間で質疑応答を行うこととしております。

ウ、監督又は監査と内部統制部門との関係

上記「1. 機関構成・組織運営等に係る事項【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】」に記載のとおりであります。

エ、責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項並びに定款第25条及び第33条の規定により、社外取締役 園 潔、同 常陰 均及び同 肥塚見春並びに社外監査役 奥 正之、同 荒尾幸三及び同 饗庭浩二との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める額としております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

上記「2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)」に記載のとおり、取締役会の監督機能の強化、社外取締役による指名プロセス及び報酬決定プロセスへの関与、並びに内部監査部門との連携等による監査役会の経営に

対する監督機能強化に向けた取組み等を通じて、当社のコーポレート・ガバナンス体制は有効に機能しているものと考えられることから、当該体制を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	法定期日より3～6営業日程度前に発送するほか、発送に先立ちTDnetにより電子的に開示することを原則としております。 なお、直近事業年度にかかる第102期定時株主総会招集通知につきましては、法定期日の4営業日前に発送し、発送日の5営業日前にTDnetにより電子的に開示いたしました。
集中日を回避した株主総会の設定	第1集中日と予測される日を回避して日程の設定を行うことを原則としております。 なお、直近事業年度にかかる第102期定時株主総会につきましては、第1集中日を回避し、2019年6月21日に開催いたしました。
電磁的方法による議決権の行使	株主総会において、インターネット等により議決権を行使いただくことを可能としております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	株式会社ICJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」に参加しております。
招集通知(要約)の英文での提供	狭義の株主総会招集通知及び株主総会参考書類の英訳版を作成しております。
その他	当社ホームページ[http://www.nankai.co.jp/ir/soukai/]に招集通知を掲載しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ディスクロージャー・ポリシーを策定し、当社ホームページ[http://www.nankai.co.jp/ir/disclosurepolicy/]に掲載しております。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	5月と11月の年2回開催しており、それぞれ通期・第2四半期の決算の概要、業績予想及び中期経営計画の進捗状況等を説明しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ[http://www.nankai.co.jp/company/]に各種IR資料を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画部(担当役員は、常務執行役員(経営政策室長) 浦地 紅陽)	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	<p>鉄道事業を基軸とした総合生活企業として、人々の生活をトータルにサポートする広範な事業を通じ、広く社会の発展に貢献することを趣旨として唱えた「企業理念」を制定するとともに、当社及びグループ会社の健全な発展と企業倫理確立のため、「企業倫理規範」を制定し、コンプライアンス経営を推進しております。</p> <p>また、「お客さまとともに」運動をグループをあげて推進しており、当社各部門・グループ会社ごとに年度目標を設定し、お客さまの視点に立った諸施策に取り組んでおりますほか、当社にとりまして最も重要な使命であります「安全の確保」に向けて、継続的な投資と従業員教育を行うことにより、事故防止に万全を期しております。このほか、災害発生時において、お客さまの安全の確保を最優先し、当社事業の早期復旧により、企業の社会的使命を達成することを目的として、「災害対策規程」を制定するとともに、大規模地震をはじめとする緊急事態が発生した場合でも、重要な事業を中断させず、又は中断したとしても可能な限り短時間で復旧できるよう、事前に行うべき対策と行動要領等を定めた「BCP(事業継続計画)」を策定しております。</p>

<p>環境保全活動、CSR活動等の実施</p>	<p>CSRへの取り組みとしてコンプライアンス経営を推進するのはもとより、環境対策の基礎として「環境理念」を、また当社の環境に対する方針を明確にするため「環境方針」をそれぞれ制定し、これらに基づき、環境に配慮した車両の導入等、各事業ごとにさまざまな施策に取り組んでおります。また、本社部門及び千代田工場においては、「ISO14001」の認証を取得するなど、環境マネジメント体制の構築及び環境保全のための取り組み強化をはかり、社会的責任を堅実かつ積極的に果たしていくための体制を整備しております。このほか、社会貢献活動の一環として、前途有為な人材の育成に寄与することを目的として、主に大阪府内の高等学校に在学する交通遺児に対する育英基金を設定しております。CSR報告書のほか、環境保全活動、CSR活動等の詳細につきましては、当社ホームページ [http://www.nankai.co.jp/company/]をご覧ください。</p>
<p>ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定</p>	<p>会社情報の適時開示に向けて、社内に情報取扱責任者を設置し、重要な会社情報の確実な把握と厳正な管理に努めております。情報開示に際しては、関係各部門と協議のうえ、また必要に応じて会計監査人等の助言・指導を仰ぎながら、開示文書を作成し、取締役会等において決定又は報告がなされた後、速やかに開示を行っております。また、決算期翌月内の正確な決算発表に、グループをあげて取り組んでおります。</p>
<p>その他</p>	<p>有用な人材を男女の性差にかかわらず、役員・管理職として登用する考えであります。社員一人ひとりが多様な個性と能力を相互に尊重しあい積極的に活かしていくことを通じて、企業としての価値を高め、社会の信頼に応え続けてまいりたいと考えております。その中でも女性の活躍のさらなる推進に向けて、採用における女性の比率を高めていく(大卒採用3割水準を目標)とともに、管理職等指導的地位をはじめとするさまざまな領域・役割への女性の登用を着実に増やしていくことをめざします。そのために、女性のキャリア形成支援の充実、働く環境整備や職場の風土・意識改革等、女性の活躍の場をさらに広げていくための取り組みを今後も強化してまいります。</p>

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

(1) 基本的な考え方

コーポレート・ガバナンスの機能強化が重要な経営課題であるとの認識の下、法令遵守はもとより、透明性の高い経営、公正かつ合理的な意思決定、そしてこれらの監督機能の強化に努めております。

(2) 整備状況

当社及び当社子会社の取締役等の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社及びグループ会社の健全な発展と企業倫理確立のため、「企業倫理規範」を制定するとともに、内部監査及びコンプライアンス経営の推進を担当する専任組織を設置しております。

この「企業倫理規範」の精神を定着させるための指針として、当社及びグループ会社の役職員一人ひとりの業務や行動レベルにまでブレイクダウンして示す「コンプライアンスマニュアル」の策定や研修等を通じて、反社会的勢力との関係遮断とコンプライアンス経営の理念浸透に努めておりますほか、法的・倫理的問題を早期に発見し、是正していくための体制として、役職員からの通報・相談を受け付ける「企業倫理ホットライン制度」を設置しております。

また、「コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンス経営推進に向けた諸施策を審議するとともに、万一、重大なコンプライアンス違反が発生した場合には、同委員会において、その是正や再発防止策についての提言を行ってまいります。

このほか、財務報告の信頼性を確保するために必要な体制を適切に整備・運用するとともに、内部監査部門による有効性の評価を通じて、当該体制の維持・改善をはかってまいります。

当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会をはじめとする重要な会議の議事録、稟議書その他取締役及び執行役員職務の執行に係る文書は、「文書規程」等の社内規則に従い、適切に作成のうえ、保存・管理を行っております。また、「セキュリティポリシー」を定め、当社が保有する情報資産を適切に保護し、情報資産の「機密性」、「完全性」及び「可用性」を確保するための体制を整えております。

当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、危機（重大事故及び災害を除く。）の発生を予防するとともに、発生した場合の会社及び役職員並びに旅客・顧客に対する被害を最小限にとどめるための包括的な規範として「危機管理指針」を定めるほか、重大事故及び災害の発生又は発生のおそれがある場合における対策組織、応急処理等を定めるとともに、災害発生時の旅客・顧客及び役職員の安全確保と早期復旧をはかり、被害を最小限に抑えることにより、企業の社会的責任を果たすことを目的として、「災害対策規程」を定めております。

また、「グループ会社管理規程」において、グループ会社の危機情報の把握に努め、「危機管理指針」に準拠して、グループ会社の危機管理を行わなければならない旨を定めております。

鉄道事業におきましては、輸送の安全を確保するために、「安全管理規程」を制定し、「安全推進委員会」を設置しております。今後、なお一層、安全管理マネジメントの推進に努めてまいります。

このほか、当社各部門の所管業務及びグループ会社の事業運営に付随するリスクの管理については、対応部門又は対応会社において必要に応じ、研修や規程・マニュアルの整備等を行っております。

当社及び当社子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、業務活動の組織的かつ効率的な運営を実現するために、社内規則により、業務組織及び事務分掌並びに各職位に配置された者の責任・権限・義務等が明確に定められております。

また、執行役員制度を導入し、執行役員を業務執行の責任者と位置づけ、業務執行機能と監督機能を明確に分化することにより、業務執行の機動性向上をはかっております。取締役会の設定する経営の基本方針に基づき、重要な業務執行について審議するために、役付執行役員を構成員とする常務会を週1回開催するなど、業務執行の全般的統制と経営判断の適正化に努めております。

グループ会社の取締役の職務の執行にあたっては、「グループ会社指導方針」に基づき、経営の機動性及び自主性に配慮しつつ、事業規模・特性等を勘案したうえで、組織形態・機関設計の基本方針を定めております。また、財務報告の信頼性確保と業務の効率化を目的として、経理業務のシェアードサービスを導入しております。

このほか、経営の効率性向上の観点から、業務運営の状況を的確に把握し、その改善を促進していくために、当社内部監査部門による内部監査（グループ会社監査を含む。）を計画的に実施する体制を整えております。

当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

「グループ会社指導方針」及び「グループ会社管理規程」に基づき、当社及びグループ会社間の意思疎通の連携を密にし、重要な設備投資案件をはじめ一定の経営上の重要な事項はあらかじめ当社の承認を必要としているほか、必要に応じて適宜報告を求めるとしております。

その他企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社役職員をグループ会社の役員又は幹部職員として派遣し、企業集団としての一体的経営及び効果的な統制に努めるとともに、準常勤監査役の配置やグループ会社監査役連絡会を通じて、グループ各社の監査役の機能強化と情報の共有化をはかっております。

また、「IT管理規程」を制定し、IT統制の確立に努めるほか、グループ会社に対する融資の実行にあたっては、当社審査委員会による厳格な審査手続を設けるなど、グループ全体としての業務の適正をはかっております。

当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、監査役会及び監査役監査に関する事務を分掌する専任の組織として、監査役室を設置しております。監査役室は、「社則」により、代表取締役その他の取締役及び執行役員による指揮命令系統からは明確に分離され、その所属員は監査役の指揮命令に服するとともに、その異動及び評価については、常任監査役（常勤）の同意を得ることとしております。

当社取締役、執行役員及び使用人は、常任監査役に対し常務会その他重要な会議への出席を求め、これらの会議において、当社及びグループ経営上重要な業務の執行状況、営業成績及び財産の状況等を報告するほか、決裁後の稟議書及び内部監査報告書等重要な文書を回付する体制を整えております。また、監査役の求めに応じ、個別の経営課題に関する意見交換を行うこととしております。

「企業倫理ホットライン制度」の運用にあたっては、「企業倫理ホットライン制度規程」において、全ての役職員は情報提供者に対して不利益・不当な扱いや報復・差別的行為をしてはならない旨を定めているほか、その運用状況について、定期的に常任監査役に報告することとしております。

当社は、監査役会の監査計画等に基づき、通常の監査費用について予算化する一方、監査役又は監査役会が監査の実施のために弁護士、公認会計士その他社外の専門家に対して意見を求めた場合等、予算外で特別に生じた費用を請求したときは、当該請求に係る費用が監査役の職務の執行に必要なと認められる場合を除き、不合理に支出を留保しないものとします。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

(1) 基本的な考え方

当社は、企業倫理の確立をはかり、コンプライアンス経営の維持・推進のために定めた「企業倫理規範」において、企業や市民社会の秩序に脅威を与える反社会的勢力や団体とは断固として対決する旨を明記し、反社会的勢力との関係遮断に取り組むこととしております。

(2)整備状況

「企業倫理規範」の精神を定着させるための指針として、「コンプライアンスマニュアル」を策定しております。また、反社会的勢力排除に向け、コンプライアンス経営推進部門を設置するとともに、同部門に警察出身者を常勤させております。

上記のほか、具体的な社内体制の整備状況、実施施策は、次のとおりであります。

社長は、「企業倫理規範」の精神を内外に表明し、その精神をグループ全体あるいは役職員一人ひとりに定着させるため、機会があるごとに訓示等を行っております。

反社会的勢力による不当要求が発生した場合、コンプライアンス経営推進部門に即時、通報・相談を行うこととしております。これを受けた同部門では、反社会的勢力からの要求に屈することなく、関係遮断の取組みを助言・指導・支援しております。また、必要に応じて、外部専門機関（警察、弁護士、大阪府暴力追放推進センター等）に相談し、助言を得るなど、緊密な連携関係を構築しております。

当社独自のデータベースや外部専門機関からの情報の活用等により、相手方が反社会的勢力であるかどうかについて、常に注意を払うとともに、反社会的勢力とは知らずに何らかの関係を有してしまった場合には、相手方が反社会的勢力であると判明した時点や反社会的勢力であるとの疑いが生じた時点で、速やかに関係を解消する取組みを行っております。

反社会的勢力が取引先や株主となって、不当要求を行う場合の被害を防止するため、契約書や取引約款等に「暴力団排除条項」を導入する取組みを行っております。

大阪府暴力追放推進センター、大阪府企業防衛連合協議会等が行う地域活動や会合に参加し、暴力団等反社会的勢力排除に取り組んでおります。

万一、不当要求による被害が生じた場合には、不当要求に屈しない姿勢を社内外に鮮明にし、被害の拡大を防止する意味からも、躊躇することなく積極的に、警察に対し被害届を提出することとしております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

更新

なし

該当項目に関する補足説明

更新

当社は、2019年5月14日開催の取締役会において、当社株式の大量買付行為に関する対応策(買収防衛策)(以下「本プラン」といいます。)の有効期間が満了を迎える同年6月21日開催の第102期定時株主総会終結の時をもって、本プランを継続せず廃止する旨を決議いたしました。本プラン廃止後の会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は、次のとおりであります。

(1) 基本方針の内容

当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主全体の意思に基づいて行われるべきものと考えております。また、当社は、当社株式の大量買付であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値や株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付の内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの等、対象会社の企業価値及び株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

特に、当社が企業価値を確保・向上させるためには、沿線住民を核とする顧客及び地域社会との良好な信頼関係を維持・強化していくことが必要であり、また、鉄道事業者としての最大の使命である安全輸送を確保することが何よりも重要であります。当社株式の大量買付を行う者が、当社グループの財務及び事業の内容を理解するのはもちろんのこと、こうした当社の企業価値の源泉を理解したうえで、これらの中長期的に確保し、向上させられるのであれば、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることとなります。

当社は、このような当社の企業価値及び株主共同の利益に資さない大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付に対しては、金融商品取引法、会社法その他関係法令に従い、適切な措置を講じることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

(2) 基本方針実現のための取組みの具体的な内容

基本方針の実現に資する特別な取組み

当社グループでは、企業価値向上に向けた取組みといたしまして、当社グループの10年後のありたき姿として「南海グループ経営ビジョン2027」を策定するとともに、その実現に向けた第一段階の取組みとして、当初3年間(2018年度～2020年度)を対象期間とする中期経営計画「共創136計画」を策定し、推進しております。この「共創136計画」におきましては、当社ホームページ[<http://www.nankai.co.jp/company/keikaku/>]において記載のとおり、5つの基本方針を定め、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上をめざしてまいります。

基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、当社株式の大量買付行為を行おうとする者に対して、株主の皆さまや取締役会が大量買付の内容等について検討するために必要な情報の提供を求めます。取締役会は、当該情報等に基づき、必要に応じて買収者と協議・交渉を行い、取締役会の意見を株主の皆さまに提示いたします。そのうえで、株主の皆さまが適切に判断するための十分な時間の確保に努めるなど、金融商品取引法、会社法その他関係法令にしたがい、適切な措置を講じてまいります。

(3) 上記各取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

上記(2)の に記載した「南海グループ経営ビジョン2027」及び中期経営計画「共創136計画」は、いずれも当社の企業価値及び株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定したものであり、まさに基本方針の実現に資するものであります。

また、上記(2)の に記載の取組みは、当社株式の大量買付が行われる場合に、株主の皆さまが適切な判断をするために必要かつ十分な情報と時間を確保するとともに、大量買付行為を行おうとする者との交渉の機会を確保すること等を通じて、当社の企業価値及び株主共同の利益に反する買収を抑止し、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保・向上させることを目的としております。

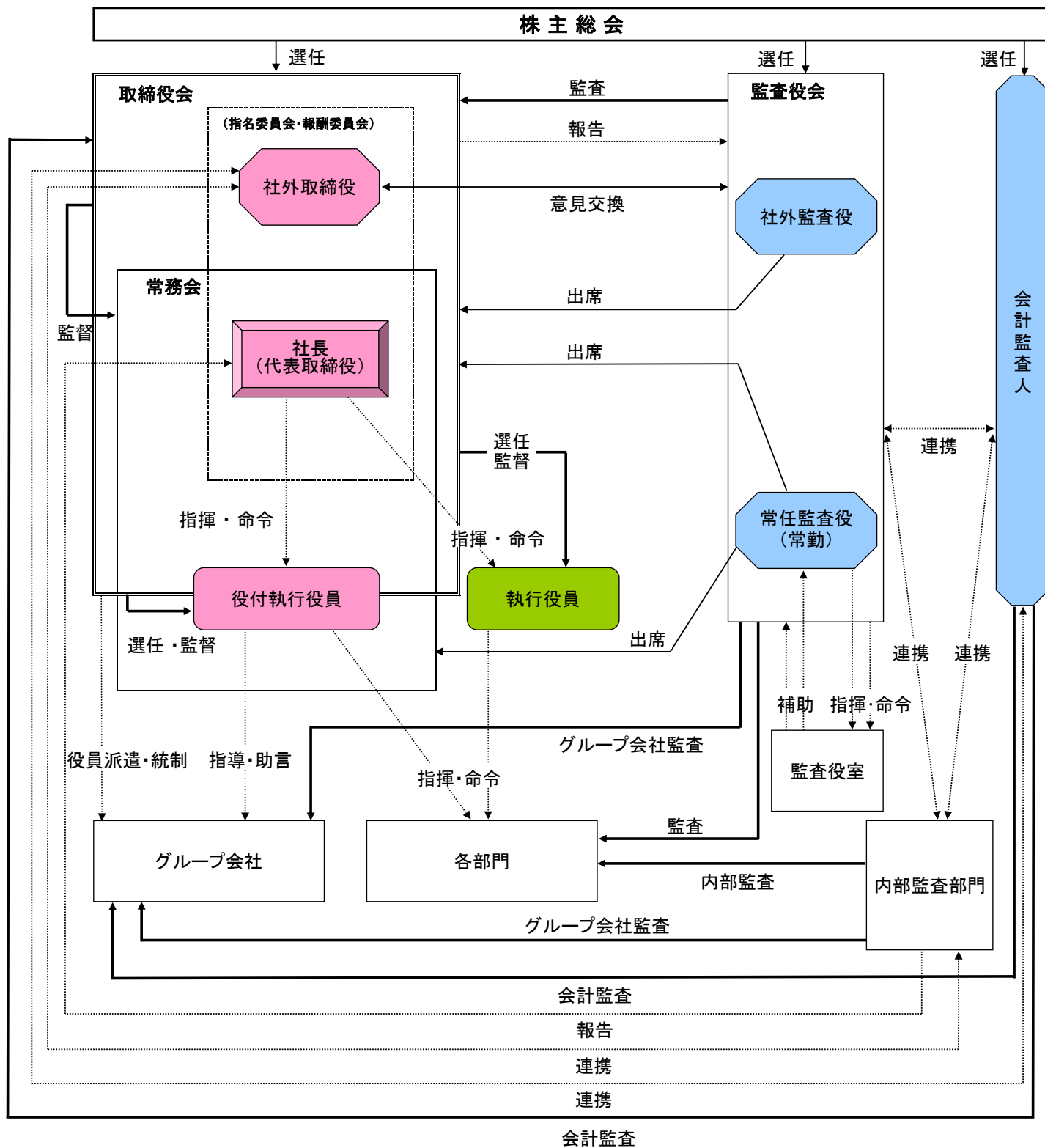
したがって、これらの取組みや各施策は、基本方針に沿い、当社の株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

更新

当社の適時開示体制については、ディスクロージャー・ポリシーにおいて定めており、当社ホームページ[<http://www.nankai.co.jp/ir/disclosurepolicy/>]に掲載しております。

【コーポレート・ガバナンス体制】



【適時開示体制】

